

倫理審査規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が、会員又は認定監査人に関わる倫理審査の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条（定義）

倫理審査とは、審査対象者が協会の定める倫理基準に違反する疑いがあるとき、その事実について審査委員会が審査することをいう。

第3条（用語）

本規程で用いる用語は、審査委員会規程による。

第4条（当事者の協力義務）

倫理審査の対象となる会員又は認定監査人は、正当な理由がある場合を除き、倫理審査に協力すると共に、審査に関わる秘密を厳守し、求められた場合には秘密保持の誓約をしなければならない。

第5条（免責事項）

1. 協会は、倫理審査の結果として示された決定と処置により、会員又は認定監査人に対して生じた損害や精神的苦痛に関して一切の責任を負わない。
2. 倫理審査より生じた紛争にかかわる責任を負う場合は協会が負い、その審査に関与した審査委員会委員、専門委員、資格認定委員会委員、その他協会事務職員を含む審査業務に関係した者はいずれもその紛争について、一切の責任を負わない。

第6条（倫理審査の開始）

会員又は認定監査人について協会の定める倫理基準に違反する疑い（以下、「嫌疑」という）が、以下のいずれかの方法により明らかになった場合には、第7条以降の手続きを開始する。

1. 会員が、協会が定める「倫理審査申出書」に嫌疑内容及びその他必要事項を記入し、証拠となる資料を添付した上で協会に提出した場合。
2. 苦情その他の情報提供により又は理事会の審議に基づき、協会が倫理基準に違反す

る疑いを把握し「倫理審査申出書」に嫌疑内容及びその他必要事項を記入し、証拠となる資料を添付した場合。

3. 監査品質審査規程第10条2項に定めるとき。
4. 懲戒処分等に関する規程第11条に基づき理事会が異議を認め、再審査を行うと決定した場合。

第7条（事実調査）

協会は、第6条1号又は2号に該当する場合、審査委員会による審理に先立ち、受付した倫理審査申出書の実事調査を行う。事実調査の実施は、当事者及び利害関係者から独立した専門委員1名以上に依頼することができる。

1. 倫理審査申出の内容が具体的であり、事実確認に必要な情報が含まれていること確認する。その際、書面にて以下の内容が記載されていること。
 - 嫌疑の具体的な内容
 - 倫理違反とする理由
 - 理由を基礎づけるために必要な情報
2. 前1号の要件に当てはまるかどうかを調査するために、倫理審査の申出内容を更に確認することが必要なときは、倫理審査申出書の差替えもしくは追加の情報及び記録等の提出を申出者に対して要請することができる。
- 二. 事実調査の結果、重大な倫理違反が認められないときは、審査委員会委員長は監査品質審査規程第7条5を適用してこの審査を監査品質審査に切り替えることができる。
- 三. 協会は、倫理審査申出書の内容が以下いずれかの要件に該当するときには、倫理審査の申出を却下することができる。
 - (1) 第一項1号の要件を満たさないとき又は同2号において申出者が依頼に応じないとき。
 - (2) 倫理審査の対象となる事実から1年以上経過したものであるとき。
 - (3) 裁判所において、現に訴訟または民事調停が行われ、またはそれらが終了した事実に係るものであるとき。
 - (4) 弁護士会において、現に仲裁が行われ、またはそれが終了した事実であるとき。
 - (5) 不当な目的でまたはみだりに倫理審査の申出を行ったと認めるとき。
 - (6) 倫理審査の対象となる監査主体が非会員、かつ監査チームを構成する個人に認定監査人が含まれないとき。
 - (7) 前項1号の情報では事実確認ができないとき、又は事実が異なると判断されるとき。
 - (8) 前項2号の依頼に対して申出者が10営業日以内に依頼に応じないとき。
 - (9) その事実の性質上、協会が倫理審査を行うに適當でないとき。
 - (10) その他理事会が不適切な申出と判断したとき。

四．協会は、本条第一項1号の場合、申出書を受領してから6営業日以内に申出書の受領又は却下について申出者に通知する。ただし、第一項2号を依頼したときは追加の情報及び記録等の提出後6営業日以内に通知する。

第8条（審理）

- 1．審査委員会は倫理審査に際して専門委員で構成される審査チームを編成する。なお、再審査の場合には前回の審査から独立した専門委員で審査チームを編成する。
- 2．協会は倫理審査の対象となる会員又は監査人に対し、倫理審査の対象であることを通知する。
- 3．審査チームは、協会が倫理審査の申出の受付通知を行ってから、又は協会が倫理審査申出書を提出してから、又は監査品質審査において審査チームが倫理審査申出書を提出してから、又は理事会が再審査を決定してから30営業日以内に、審査会議を開始する。
- 4．審査対象者は、審査チームの構成員に不服がある場合には前2号の通知から10営業日以内に、文書で異議を申し立てることが出来る。審査委員会はこの異議を妥当であると判断したときは、当該構成員を変更する。なお、審査委員会が審査チームの構成員を変更した場合には、第3号で定める審査会議の開始を10営業日まで延期することができる。
- 5．審査チームは、審査対象者、利害関係者、その他審査チームが必要と認める関係者に対し、審査会議への出席を求めることが出来る。
- 6．審査チームは、審査会議において倫理対象者及び必要に応じてその他の関係者から事情を聴取する。
- 7．審査チームは、審査会議にて聴取した内容に基づき、審査対象者の言動が倫理基準に適合するか否かを評価する。
- 8．審査チームは原則として全員一致で評価結果として下記の内容をとりまとめ審査委員会に報告する。ただし、意見が一致しない場合には各々の意見を提出することができる。
 - 倫理違反の有無とその判定の根拠
 - 倫理違反が生じた理由（規則等の理解不足、又は故意など）
- 9．審査対象者が、正当な理由無く倫理審査への協力を拒否したときは、審査チームは第6条で明らかになった嫌疑及び第7条の事実調査結果等に基づき審理を行うことができる。

第9条（審査結果）

審査委員会は審査チームからの報告に基づき、倫理違反の有無と懲戒処分の必要性を判定する。

- 二. 審査委員会が懲戒処分の必要があると判定する場合には、本人に弁明の機会を与え、本人が弁明した場合にはそれを踏まえて、審査チームの報告に基づき、審査対象者を懲戒処分相当とすることができる。
- 三. 懲戒処分相当とする場合、審査委員会は処分内容及び情状を酌量した懲戒の執行猶予について、理事会が別途定めるガイドライン（以下、「ガイドライン」という）に基づき、会員については下記の（１）、認定監査人については下記の（２）に示す懲戒処分内容を決定し、その執行並びにその猶予の有無について定める。なお、会員資格停止又は認定資格停止を決定した場合には、ガイドラインに基づきその停止期間を定める。
 - （１）会員に対する懲戒
 - ① 戒告
 - ② 会員資格停止
 - ③ 除名
 - （２）認定監査人に対する懲戒
 - ① 戒告
 - ② 認定又は資格停止
 - ③ 認定取消又は資格剥奪
- 四. 前三号により懲戒処分相当と決定した場合、審査委員会はガイドラインに基づき、その公表について定める。
- 五. 審査委員会は会員に対する倫理審査の結果を理事会に、また、認定監査人に対する倫理審査結果を資格認定委員会に報告する。

第10条（記録）

審査に関わる記録とその保存について適切に行う。

第11条（秘密保持）

理事・幹事、審査委員、審査チーム構成員、資格認定委員、並びにこれらの職にあった者、その他の倫理審査業務に関係した者は、正当な理由なく、倫理審査の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第12条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第13条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。

附則 2 条 本規程は、2022 年 3 月 10 日より適用する。